

平成30年度 千葉県統計グラフコンクールの募集について

毎年恒例の「千葉県統計グラフコンクール」は、夏休みの自由課題として制作している児童・生徒も多いのではないのでしょうか。老若男女を問わず視覚的にも理解しやすい統計グラフを、あなたも作ってみませんか？応募者全員に参加賞が贈られます。
《直近3カ年の応募実績》
29年度・・・262作品 28年度・・・830作品 27年度・・・793作品

統計課企画情報班
電話 043-223-2213

1 目的

県民に対する統計知識の普及と統計の表現技術の研さんに資するため、県内の小学生、中学生、高校生、大学生及び一般から統計グラフを募集します。

2 主催

千葉県 千葉県統計協会

3 後援

千葉県教育委員会 千葉県市長会 千葉県町村会
千葉県教育研究会情報処理（統計）教育部会
一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会 千葉県私立小学校協会
一般社団法人千葉農林水産統計協会

4 応募資格

第1部 小学校1年生及び2年生の児童
第2部 小学校3年生及び4年生の児童
第3部 小学校5年生及び6年生の児童
第4部 中学校の生徒
第5部 高等学校以上の生徒、学生及び一般
パソコン統計グラフの部 . . . 小学校の児童以上

5 課題

課題は各部とも自由です。ただし、小学校4年生以下の児童の応募については、児童が自ら観察又は調査した結果をグラフにしたものとします。

6 応募の方法

(1) 応募作品の規格等

下記規格以外の作品は審査の対象となりませんので注意してください。

ア 規格

各部とも、仕上げ寸法を72.8cm×51.5cm（B2判）とします（用紙は貼り合わせでもB2判であれば可）。

イ 紙質・色彩

各部とも紙質・色彩（単色にても可）は自由としますが、裏面の板張り（パネル仕上げ）、表面のセロハンカバーなどは認めません。

ウ 応募点数等

1人の応募点数は制限しませんが、2枚以上にわたる「シリーズもの」は認めません。

オ 合作の人数

1作品について、5人以内とします。

(2) 提出先
千葉県総合企画部統計課

※小・中学生及び高校生は、原則、学校を通じて各市町村統計主管課経由での提出としますが、大学生及び一般の方は、県に直接提出されても結構です。

(3) 締切日
平成30年9月7日（金）必着（県に必着のこと）

※県とは別で、独自にコンクールを実施している市町村があります。それぞれのコンクールの締切日を間違えないように注意してください（通常、市町村の締切日は県よりも早く設定されています。）。

(4) 応募上の注意

- ア 応募作品は、自分で創作したものに限りませす。
- イ 第三者（応募者以外の者をいいます。）が作成したイラストや写真等を使用しないでください（利用許諾の有無にかかわらず、第三者が作成した著作物の全部又は一部の使用を禁止します。）。
- ウ 応募作品の裏面に、住所・連絡先（学校を通じて応募する児童、生徒、学生の作品は、省略可）、氏名、所属の学校名、学年（一般の方は職業）を明記してください。

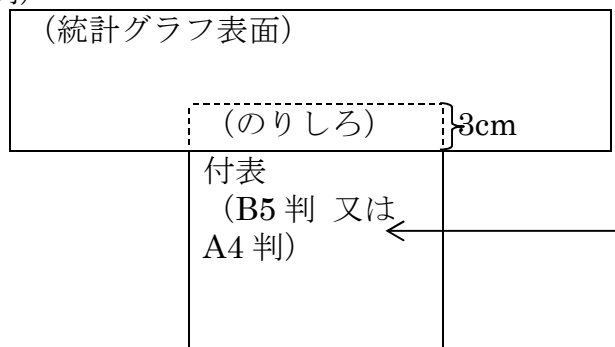
なお、住所、氏名、学校名は、正しい字体で書き（略字を使わない）、必ず「振り仮名」を付けてください。

エ 応募作品には「付表」を貼付してください。（別紙様式）

- ① 自己の観察又は調査によった場合は、その観察又は調査の記録を付表に明記し、書き切れなときは別紙として付けてください。
- ② 自己の観察又は調査によらないで、外から資料を得た場合は、その取材資料の出所を作品表面の適宜の位置に明記するとともに、統計表（取材資料）を付表に貼付するか別紙として付けてください〔統計表（取材資料）は、コピーでも可。〕
- ③ 付表の大きさは、B5判又はA4判とし、作品の裏面下部に3cmの「のりしろ」で、次の例のように貼付してください。

なお、統計表（取材資料）が3枚以上になる場合は、表に「千葉県、応募する部名、制作者氏名」を記載したA4判の封筒に入れて、作品には貼り付けずに提出してください。

(例)



※ 付表は、縦長、横長のどちらでもかまいません。

※ 要領に添付されている様式をB5判で使う場合は、縮小コピーしてください。

統計表（取材資料）又は観察・調査の記録

オ グラフ部分をパソコンで作成したものは、パソコン統計グラフの部の作品として応募してください。

カ その他、別添「統計グラフ作成に当たっての留意点」を参考にしてください。

(5) 指導上の注意（指導者の方に）

児童、生徒を指導する際は、次のことについて特に留意してください。

- ア 資料の選択や取扱方法についての示唆、助言は差し支えありません。
- イ 表現（グラフ）は児童・生徒の自主性を尊重し、技法的に介入しないでください。
- ウ 切り紙又は折り紙をのり付けした作品、絵の具やポスターカラーを厚く塗り重ねた作品などについては、はがれ落ちることがないように十分に指導、点検してください。

7 作品の審査

(1) 審査基準

応募作品は、次の基準によって審査します。

ア 共通基準

- ① 誤りはないか
→目盛り、単位の取り方、文字・数字、脱字、記入漏れ。
- ② 書き落としはないか
→資料の出所、観察・調査の方法。
- ③ 的確か
→見出し（主題）の表現、配色。

イ 各部別基準

第1部、第2部

子供らしい身近な題材をとらえて、ふさわしい観察・調査をし、グラフに表しているか。

第3部～第5部、パソコン統計グラフの部

- ① 統計データを正しく理解し、グラフ化することによってデータの持つ事象が理解されやすくなるよう、工夫されているか。
- ② 訴えたい主題が的確にグラフに表れているか。また、主題は斬新で興味を喚起するものであるか。
- ③ パソコン統計グラフの部では、パソコンの機能を十分に活用したものであるか。

(2) 審査員

千葉県総合企画部長及び千葉県統計協会長が選定の上、委嘱します。

8 入賞作品の発表

平成30年10月中旬以降に、所属学校長を通じて又は直接本人へ通知します。

また、その後、千葉県ホームページの統計課のページでも公表します。

公表に当たっては、作品ごとに作品のテーマ、制作者の氏名、所属する学校名、学年（児童、生徒、学生の場合）を記載します。

9 表彰

各部特選、入選及び特別賞については、平成31年1月開催予定の統計功労者表彰式・統計調査員研修会において表彰します。

その他の入賞者に対しては、原則、各所属学校を通じて伝達します。

10 入賞区分

- (1) 特選 各部1点（賞状及び副賞を贈呈）
- (2) 入選 各部5点以内（賞状及び副賞を贈呈）
- (3) 佳作 第1部～第3部 各部10点以内
第4部～第5部、パソコン統計グラフの部 各部14点以内
（賞状及び副賞を贈呈）

- (4) 学校賞 優秀作品出品校に対して各部（第1部～第4部）1校
（賞状及び副賞を贈呈）
- (5) 特別賞 応募作品の中から1点に千葉農林水産統計協会会長賞を授与
（賞状及び副賞を贈呈）

11 第66回統計グラフ全国コンクールへの応募

各部の入賞作品（特選作品、入選作品及び佳作作品のこと。以下同じ。）から上位3～8点（第66回統計グラフ全国コンクールの募集要領に従った作品数）を、公益財団法人統計情報研究開発センター主催の第66回統計グラフ全国コンクールに応募作品として出品します。

12 個人情報の取扱い

応募者の個人情報は、入賞作品の選考等、本コンクールの運営に必要な範囲以内でのみ利用します。

13 その他

(1) 著作権

入賞作品の著作権は、ホームページでの使用を含め主催者に帰属します。

(2) 作品の返却

入賞作品は展示行事の終了後に、それ以外の作品は審査終了後、順次返却します。全国大会入選作品については、1年後の返却となります。

なお、入賞作品についてのホームページでの使用を含む著作権は、作品の返却後も引き続き、主催者に帰属します。

(3) 作品の使用

入賞作品は、統計の普及啓発目的のため、その全部又は一部を場合によっては加工の上、印刷物やホームページで使用されることがあります。

(4) 展示行事

入賞作品（佳作作品を除く）は、平成31年1月開催予定の統計功労者表彰式・統計調査員研修会において展示します。その他、主催者又は主催者が作品を貸与する行事において展示することがあります。

(5) 入賞作品集の刊行

入賞作品及び入賞者一覧を掲載した「平成30年度千葉県統計グラフコンクール入賞作品集」を刊行します。

(6) 過去の入賞作品の公開

過去の入賞作品（佳作作品を除く）については、千葉県ホームページの統計課ページで公開しています。

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/boshuu/sakuhinboshuu/toukeigraph/index.html>)

(7) 通算の開催回数

千葉県統計グラフコンクールは、今回で62回目の開催となります。

なお、この開催回数は、旧称である「千葉県統計図表コンクール」の開催回数から通算しています。

(8) 問い合わせ

このコンクールに関する問い合わせは、千葉県総合企画部統計課企画情報班（TEL:043-223-2213）に行ってください。

《参 考》

統計グラフ作成に当たっての留意点

過去の審査経過から、グラフとしては優れた作品であっても、形式的要件が備わっていない、内容に不備や過誤がある、などで、選外（審査対象外）となる作品が毎年見受けられます。提出前に次の諸点に十分留意してください。

- 1 観察記録が付表として貼付されていること（自己の観察によった場合）。
（要領6-(4)-エ-① 参照）
- 2 取材資料の出所をグラフ作品の表面上適当な位置に明記するとともに、その資料を付表として貼付すること（自己の観察によらない場合）。
なお、取材資料はコピーでも良く、枚数が多い場合は別紙で添付すること。
（要領6-(4)-エ-② 参照）
- 3 資料の数値等と作品のグラフの表示（数値等）とが符合していること。
- 4 目盛りのとり方は、原則として、左から右、下から上、円グラフは大きい順に右回りに書くこと。（調査項目によっては例外あり。）
- 5 作品に付けた表題とグラフの内容が一致していること。
- 6 使用した統計資料の時点が明示されていること。
- 7 誤字、脱字がないこと。
- 8 用紙の仕上げ寸法を厳守すること。（要領6-(1)-ア 参照）
- 9 パソコン統計グラフについては、パソコンの機能を十分に活用するとともに、必要により、手書き、彩色により、見る人に楽しく興味を持たれるよう創意工夫すること。
なお、使用した機種・ソフト・プリンター名の記載は不要です。
- 10 取材資料のグラフをコピーしたものでないこと。

付表の様式

[B 5判 又は A 4判]

(のりしろ) 3 cm



[統計表 (取材資料) 又は観察・調査の記録を明記する。コピーも可。]

※作品からの剥離に備えて、付表にも下記内容を記載してください。
なお、作品の裏面にも下記内容を記載するのを忘れないでください。

(ふりがな) 学 校 名	※市町村名から記載する事		
(ふりがな) 住 所	※学校を経由せず直接応募する場合に記載		連絡先 ()
(ふりがな) 氏 名		学年 又 は職業	

《掲載ホームページ》

千葉県ホームページ→千葉県統計グラフコンクール

<http://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/boshuu/sakuhinboshuu/toukeigraph/index.html>